

# 連絡協議会の取組み方針について

【第1回】大型車通行適正化に向けた  
近畿地域連絡協議会

平成30年1月25日（木）

---

# 目次

1. 連絡協議会の目的

2. 広報の方針

3. 具体的な方向性

4. 今後の広報計画

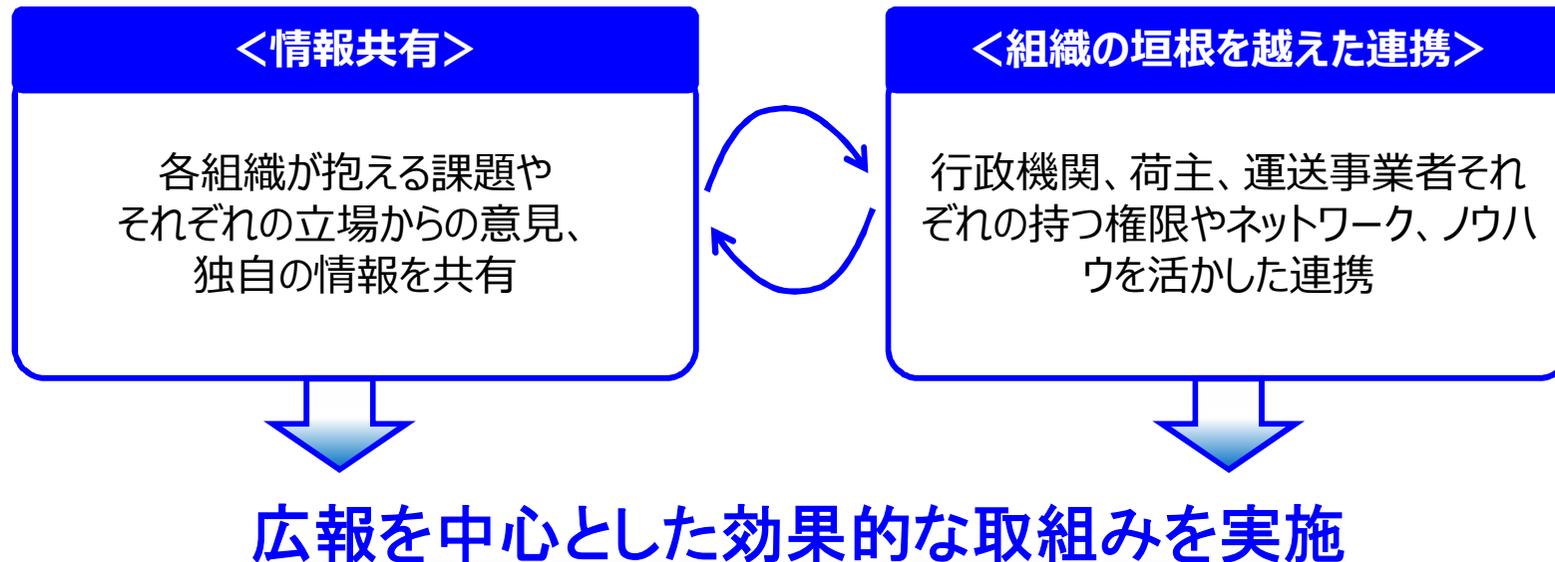
# 1. 連絡協議会の目的

## 【背景】

- ▶ 老朽化した道路をこれ以上傷めないよう、道路の劣化に与える影響が非常に大きいとされる「重量を違法に超過した大型車両」への対策強化が肝要
- ▶ しかし、重量違反車両の抑止には単独組織（道路法）のみでは限界があるため、大型車両の走行に係る幅広い組織の協力、連携が必要



## 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会設立



## 2. 広報の方針

### 広報の対象者

大型車両の走行に直接的に関わる『**運送事業者**』および間接的に関わる『**荷主**』を重点ターゲットとしながら、直接的には関わりのない『**社会一般**』にも訴求していく。

### 社会一般への広報の必要性

大型車両の走行に直接的な関与はないが、社会一般まで特殊車両通行許可制度が浸透すると下記のような効果が期待できる。



期待される効果

- ① 国民1人1人の目が違反の抑止となり、違反をしにくい社会環境へ。
- ② 企業コンプライアンスの観点からも、改善に向けた働きかけに。

大型車通行適正化が実現すると・・・

- ③ 重大事故（死亡事故）の減少、道路構造物の長寿命化、道路の補修工事に伴う渋滞の減少効果

## 2. 広報の方針

### 広報内容

老朽化した道路をさらに傷め、重大事故の脅威にもなる『大型車両の違法な重量超過』を撲滅するため、その危険性やもたらす悪影響、法令を遵守する重要性等をPRする。

### 広報の統一性

関係機関が連携する連絡協議会としての広報を確立、浸透させていくために今後チラシ等をはじめとする広報媒体には、『連絡協議会発信』であることを確実に印象付けることができるよう、視覚的な統一性を持たせることが望ましい。



- ◎ **統一イメージ、ロゴマーク**
- ◎ **統一スローガン**



時間的、空間的に繰り返し露出することで、広報の認知度向上が期待される

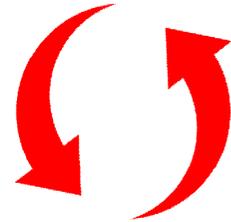
## 2. 広報の方針

### 広報のコンセプト

一般市民

興味・関心を持ってもらうこと

インパクト  
親しみやすさ



相互作用

荷主  
運送事業者

法令遵守の機運を高める

取締の強化PR

コンセプト

関西地域ならではのユーモアを取り入れながら、  
道路を守る厳格な姿勢を打ち出していく

## 2. 広報の方針

### 統一イメージ、ロゴマーク、スローガン等

コンセプトに基づき、統一スローガンを決定し、統一イメージ・ロゴマークを作成する。

#### 【作成の流れ】

##### 統一スローガン（案）一例

- 『STOP!重量オーバー！』
- 『道路を傷める、重量超過』
- 『重量オーバー、絶対あかん！』
- 『適正積載、道路を守る』
- 『道路を壊す、重さ違反！』
- 『重量守って、安全安心』

+

委員の皆様よりスローガン（案）を募集

決定したスローガンを基に『統一イメージ（イラスト）』および『協議会ロゴマーク』を作成する。

## 2. 広報の方針

### (参考) 他地域の事例

#### 関東地域の事例

<Twitter>



<バナー広告>



<チラシ>



【特徴】

様々な媒体で  
統一メッセージ  
統一イラストを  
繰り返し使用

<新聞広告>

**重量超過、道路劣化。**

定められた重さ、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

道路が傷む原因の大部分は、決められた重量をオーバーした大型車両の走行によるもの。一部の違反車両が、道路を傷める大きな要因になっているのです。道路の損傷は補修工事を増やし、交通渋滞を引き起こす原因にもなります。しかも、重量オーバーは重大事故につながりかねず、ほかのクルマにも危険です。ルールを守る。このことは道路を守り、命を守るにも結びつきます。

**重量守り、道路を守ろう。**

大型車適正化に向けた  
関東地域連絡協議会

【連絡協議会メンバー】 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人全国トラック連合会(千葉支部、東京支部、神奈川支部)、愛媛県、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、国土交通省 関東地方整備局、関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、相模原市、日本交通建設株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社(関東支社、八王子支社)、首都高速道路株式会社 (国不問)

国土交通省 関東地方整備局  
お問い合わせ先: 道路部 交通対策課 Tel.048-601-3151(内線)  
http://www.ktr.mlit.go.jp/roads/saisei/index00000015.html

道路の安全を最優先した  
道路部ダイヤルへ  
お電話ください。

TEL:048-601-3151  
検索 PR @tokusya\_kanto  
#9910

出典：関東地方整備局連絡協議会HPより抜粋

## 2. 広報の方針

### (参考) 他地域の事例

#### 中部地域の事例

#### <新聞広告>

**ルールを守った大型車両の通行をお願いします。**

～「物流」は日本の経済や産業を支えます。トラックと道路が「物流」を支えます。～

2トンの違反で9倍の影響に

車検証の車両総重量が40%でも、20%を超えると特殊車両通行許可が必要です。

道路の老朽化対策を実施中!

点検 → 診断 → メンテナンス サイクル → 記録

**レッドカード!**  
悪質な重量超過車は即時告発

特殊車両通行許可制度について詳しくは、<http://www.tokusya.ktr.mit.go.jp/PR/>

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

#### 【特徴】

新聞広告、チラシ配布を中心とした広報

#### <チラシ>

**道路も車両も大切なパートナー**

**適正重量を守って通行しましょう**

資料2-II-②

**道路運送車両法** ～車両を守るためのルール～

『積める重さ』= 最大積載量

◆最大積載量は、車両が安全に走行するために積載できる荷物の限界重量です。

◆過積載運行は、制動力の低下やバランスを崩しやすく重大事故の原因になる可能性があります。

車両総重量=車両重量+乗車定員の重量+最大積載量  
(これらの数値は車検証に記載されています。)

**「積める重さ」**

**道路法** ～道路を守る

『運べる重さ』

道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため重量制限

通行制限は、**最大積載量の荷物を積むこと**

積む重量制限

積む重量制限

積む重量制限

積む重量制限

**私たちの暮らしは道路で支えられています**

資料2-II-③

検査比率比較

国	検査比率
日本	33.4%
アメリカ	7.0%
フランス	4.2%
ドイツ	10.0%

10年後には、約半数の橋梁が50年を迎える

**道路法のルールを守った大型車両の通行をお願いします**

**道路法の現状と課題**

高度成長期に集中的に整備した道路インフラは、まもなく50年を迎える一方で、道路管理者は、そのインフラを長く安全に利用するため、点検など適切に維持管理をしています。

しかしながら、一部の重量を違法に超過した大型車両が道路施設の寿命を大きく縮めることが分かっており、例えば、大型車1台が車両の軸重を超過した場合、橋梁に対して約9倍の重さが載る。この対策が喫緊の課題となっています。

**大型車両の通行**

高度成長期に集中的に整備した道路インフラは、まもなく50年を迎える一方で、道路管理者は、そのインフラを長く安全に利用するため、点検など適切に維持管理をしています。

しかしながら、一部の重量を違法に超過した大型車両が道路施設の寿命を大きく縮めることが分かっており、例えば、大型車1台が車両の軸重を超過した場合、橋梁に対して約9倍の重さが載る。この対策が喫緊の課題となっています。

道路法のルールを守った大型車両の通行をお願いします

**道路法のルールを守った大型車両の通行をお願いします**

道路法のルールを守った大型車両の通行をお願いします

道路法のルールを守った大型車両の通行をお願いします

道路法のルールを守った大型車両の通行をお願いします

**道路も車両も大切なパートナーです。適正重量を守って通行しましょう。**

**「積める重さ」と「運べる重さ」は違います**

**道路運送車両法**

『積める重さ』= 最大積載量

『運べる重さ』は橋など道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため重量制限値を決めています。

積造物によっては最大積載量まで積むことが出来ません。

**道路法**

『運べる重さ』は橋など道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため重量制限値を決めています。

積造物によっては最大積載量まで積むことが出来ません。

**レッドカード!**  
悪質な重量超過車は即時告発

特殊車両通行許可制度について詳しくは、<http://www.tokusya.ktr.mit.go.jp/PR/>

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

**道路も車両も大切なパートナーです。適正重量を守って通行しましょう。**

重量適正車

重量超過車

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

**道路を末永く安全にご利用いただくために適切な積載へのご理解とご協力をお願いします**

道路を末永く安全にご利用いただくために適切な積載へのご理解とご協力をお願いします

道路を末永く安全にご利用いただくために適切な積載へのご理解とご協力をお願いします

道路を末永く安全にご利用いただくために適切な積載へのご理解とご協力をお願いします

出典：中部地方整備局連絡協議会HPより抜粋

# 2. 広報の方針

## (参考) 他地域の事例

### 中国地域の事例

大型車通行適正化に向けた取組

特車運用事務局 | 交通規制情報 | 関係機関等リンク | 参考資料



大型車通行適正化とは?

道路の自行化対応は交通の確保であり、道路の劣化への影響が大きい大型車両の通行の適正化が重要であることから、大型車両の大型化に対応し、通行規制の軽減及び道路工事期間に対する許可制の定額化による通行の適正化を図る。また、道路の劣化を抑制し、大型車両の適正な運行に向けて取り組んでいます。

大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会

中国地域連絡協議会  
中国地域連絡協議会  
中国地域連絡協議会  
中国地域連絡協議会

特車通行許可制度

中国地域連絡協議会  
中国地域連絡協議会  
中国地域連絡協議会  
中国地域連絡協議会

中国地域連絡協議会

**【特徴】**  
**広報誌掲載**  
**やチラシの設置・配布を中心とした広報**

### <チラシ>

#### 「特殊車両通行許可」申請と許可

申請をされたら、申請書に添付する書類を、運送事業者またはその代理人(荷主)が申請する。申請書に添付する書類は、申請書の提出から申請された道路の通行許可の有効期限まで、道路の通行許可の有効期限まで有効である。

申請書の提出は、申請書の提出から申請された道路の通行許可の有効期限まで、道路の通行許可の有効期限まで有効である。

申請書の提出は、申請書の提出から申請された道路の通行許可の有効期限まで、道路の通行許可の有効期限まで有効である。

#### 「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

申請書の提出は、申請書の提出から申請された道路の通行許可の有効期限まで、道路の通行許可の有効期限まで有効である。

申請書の提出は、申請書の提出から申請された道路の通行許可の有効期限まで、道路の通行許可の有効期限まで有効である。

#### 中国地方整備局 | 特殊車両に関する金庫及び申請に関する問合せ

名称	所在地	電話番号
中国地方整備局	広島県広島市東区	TEL: 082-241-1111
中国地方整備局	岡山県岡山市東区	TEL: 086-221-1111
中国地方整備局	広島県広島市東区	TEL: 082-241-1111
中国地方整備局	岡山県岡山市東区	TEL: 086-221-1111

荷主・運送関係の皆様へ  
**大型車両の適正な通行を!**  
 特殊車両通行許可制度

ご存じですか?  
 道路法に基づき定められた必要な手続きです



### 特殊車両の通行による道路への影響

特殊車両の通行による道路への影響  
 特殊車両の通行による道路への影響  
 特殊車両の通行による道路への影響



### <ホームページ>

**「特殊車両」に該当する車両**

車両種別	重量	長さ	幅	高さ
普通トラック	10,000kg以下	12m以下	2.5m以下	4m以下
特殊トラック	10,000kg超	12m超	2.5m超	4m超
普通トラック	10,000kg以下	12m以下	2.5m以下	4m以下
特殊トラック	10,000kg超	12m超	2.5m超	4m超

**「特殊車両通行許可制度」とは**

道路法に基づき、道路の通行許可の有効期限まで、道路の通行許可の有効期限まで有効である。

申請書の提出は、申請書の提出から申請された道路の通行許可の有効期限まで、道路の通行許可の有効期限まで有効である。

申請書の提出は、申請書の提出から申請された道路の通行許可の有効期限まで、道路の通行許可の有効期限まで有効である。

出典：中国地方整備局連絡協議会HPより抜粋

### 3. 具体的な方向性

#### チラシの作成

今年度の連絡協議会の取組みの皮切りとして、広報チラシを作成し、各委員等において配布または電子データでの活用を検討頂くこととする。

#### チラシ作成ステップ

重点ターゲットに効果的に訴求するため、荷主および運送事業者に対して現状の特車制度等の認知度調査を実施し、その結果に基づいたチラシを作成する。

① **認知度調査** : 【荷主】大阪商工会議所会員  
※調査項目（案）は次ページ 【運送事業者】（一社）大阪府トラック協会会員

② **調査結果の分析** : 荷主および運送事業者別に現状の認知度（理解度）を整理、分析する

③ **認知度に基づくチラシ作成** : 認知度が低い項目については、わかりやすくポイントを絞ったチラシ（案）を作成する

④ **委員等の意見集約・反映** : 事務局にて作成するチラシ（案）の意見を集約、反映後、確定版のチラシを委員等に配布（電子データ）する。

# 3. 具体的な方向性

## → 荷主向け(案)

NO	****	質問概要	質問内容
属性1	SA	役職	Q: 役職についてお答えください。 A: ①経営者(職) ②管理職 ③実務担当者(積荷の運送依頼(指示)をされている方) ④その他( )
属性2	SA	勤続年数	Q: (現部署において)勤続年数は何年目ですか? A: ①1年目 ②2~3年目 ③4~5年目 ④6~9年目 ⑤10年目以上
属性3	FA	取扱品目	Q: 貴社が運搬を依頼する主要な取扱品目を教えてください。 A: ( )
属性4	MA	運送体系	Q: 上記の主要な取扱品目(積荷)の運送主体は、次のうちどちらでしょうか? A: ①自社で運送 ②子会社 ③提携会社(協力会社) ④運送業者に委託 ⑤都度発注 ⑥その他( )
属性5	SA	特車の利用	Q: 「属性4」で回答頂いた運送において、特特殊車両※を利用していますか? ※特殊な車両とは、一般的に「幅2.5m、高さ3.8m、長さ12m、重さ20トン」のいずれか1つでも超える車両のことを示します。 A: ①特殊車両を利用している ②特殊車両は利用していない(⇒質問終了) ③どのような車両を利用しているかわからない(⇒質問終了)
質問1	SA	老朽化問題	Q: 道路を傷める一番の要因は何だと思われますか? A: ①交通量の多さ ②経年劣化 ③重量を違法に超過した大型車両の走行 ④雪や雨等の気象条件
質問2	SA	老朽化問題	Q: 重量を違法に超過した大型車両の走行は道路(橋)に対して、どの程度影響を与えられますか? A: ①非常に大きな影響を与える ②多少影響を与える ③あまり影響を与えない ④全く影響を与えない
質問3	SA	特車制度	Q: 特特殊車両通行許可制度に基づき、定められた大きさや重さを超える車両(=特特殊車両)を走行させる場合、事前に輸送経路の道路管理者から通行許可を得なければならないことをご存知ですか? A: ①内容を詳しく知っている ②ある程度内容を知っている ③聞いたことはあるが、内容は知らない ④全く知らない
質問4	SA	特車制度	Q: 質問3のとおり、特特殊車両を走行させるには道路管理者への申請が必要ですが、許可が下りるまでに一定の審査期間を要するため、すぐに走行させることができないことをご存知ですか? A: ①内容を詳しく知っている ②ある程度内容を知っている ③聞いたことはあるが、内容は知らない ④全く知らない
質問5	SA	最大積載量	Q: 最大積載量とは、車両に積むことのできる荷物の最大の重さで、車両ごとに決められています。これを超えた重さの荷物を積載して走行すると道路交通法の違反となることをご存知ですか? A: ①内容を詳しく知っている ②ある程度内容を知っている ③聞いたことはあるが、内容は知らない ④全く知らない
質問6	SA	特車制度	Q: 通行する経路に橋梁がある場合、「最大積載量」まで荷物を積み重ねないケースはあると思われますか? A: ①ある ②ない(経路に関わらず最大積載量まで積むことができる) ③わからない
質問7	SA	特車制度と保安基準	Q: 道路管理者から通行許可を得た車両の「許可重量」と、車検証による「車両総重量」(最大積載量まで積んだ場合の重さ)の違いをご存知ですか? A: ①許可重量の方が車両総重量より常に小さい ②車両総重量の方が許可重量より常に小さい ③許可重量と車両総重量は常に同じ ④許可重量が車両総重量より大きくなることはない
質問8	SA	荷主動告制度	Q: 平成26年度から荷主動告制度が強化され、運送事業者の違反に荷主の関与が判明した場合、 <b>〇〇票</b> の発出を経ずに荷主動告が発動されることになっています。下線部に当てはまる選択肢をお選びください。 A: ①措置命令書 ②監査報告書 ③協力要請書 ④是正勧告書
質問9	SA	是正指導(イエローカード)	Q: 重量オーバーを含む車両制限令違反を繰り返した場合、道路管理者が是正指導を行い、それにもかかわらず違反が確認された場合は、違反者の名称等が公表されることについて、ご存知ですか? A: ①内容を詳しく知っている ②ある程度内容を知っている ③聞いたことはあるが、内容は知らない ④全く知らない
質問10	SA	2倍レッドカード	Q: 悪質な違反者への対策強化として、基準の <b>〇倍</b> 以上の重量オーバーが確認された場合、即時刑事告発が実施されることになっています。下線部に当てはまる選択肢をお選びください。 A: ① 1.1倍以上 ② 1.5倍以上 ③ 2倍以上 ④ 2.5倍以上 ⑤ 3倍以上
質問11	SA	大口・多頻度割引	Q: 平成29年4月から高速道路における大口・多頻度割引について、停止措置の基準が見直され、違反点数の累積期間がこれまでの3ヶ月から2年間へ大幅に拡大されるなど、より厳しくなったことをご存知ですか? A: ①内容を詳しく知っている ②ある程度内容を知っている ③聞いたことはあるが、内容は知らない ④全く知らない
質問12	FA	課題	Q: 大型車両(特特殊車両)に関して、懸念に思われていることや課題等がございましたらご記入ください。 A: ( )
質問13	FA	自由意見	Q: 大型車両(特特殊車両)の走行に関して、国へのご意見、ご要望等がございましたらご記入ください。 A: ( )
質問14	MA	接触媒体	Q: 業務関連の情報収集において、日頃よく利用する手段(メディア等)は次のうち、どちらですか? (複数回答可) A: ①新聞 ②ラジオ ③インターネット ④機関誌 ⑤講習会(研修会) ⑥その他( )
質問15	FA	効果的な取組み	Q: どのような取組みが「大型車両の通行の適正化」の実現に繋がると思われますか? A: ( )

## → 運送事業者向け(案)

NO	****	質問概要	質問内容
属性1	SA	役職	Q: 役職について教えてください。 A: ①経営者(職) ②運行管理者 ③実務担当者 ④その他( )
属性2	SA	勤続年数	Q: (同一業界において)勤続年数は何年目ですか? A: ①1年目 ②2~5年目 ③6~10年目 ④11~20年目 ⑤21年目以上
属性3	FA	取扱品目	Q: 貴社が大型車両を利用して運搬する(または関与する)主要な取扱品目を教えてください。 A: ( )
属性4	MA	運送体系	Q: 上記の主要な取扱品目(積荷)の運送主体は、次のうちどちらでしょうか? A: ①自社で運送 ②子会社 ③提携会社(グループ・協力会社) ④その他( )
属性5	SA	特車の利用	Q: 「属性4」で回答頂いた運送において、特特殊車両※を利用していますか? ※特殊な車両とは、一般的に「幅2.5m、高さ3.8m、長さ12m、重さ20トン」のいずれか1つでも超える車両のことを示します。 A: ①特殊車両を利用している ②特殊車両は利用していない ③どのような車両を利用しているかわからない
質問1	SA	老朽化問題	Q: 道路を傷める一番の要因は何だと思われますか? A: ①一般交通量の多さ ②経年劣化 ③重量を違法に超過した大型車両の走行 ④雪や雨等の気象
質問2	SA	老朽化問題	Q: 重量を違法に超過した大型車両の走行は道路(橋)に対して、どの程度影響を与えられますか? A: ①非常に大きな影響を与える ②多少影響を与える ③あまり影響を与えない ④全く影響を与えない
質問3	SA	特車制度	Q: 特特殊車両通行許可制度に基づき、定められた大きさや重さを超える車両(=特特殊車両)を走行させる場合、事前に輸送経路の道路管理者から通行許可を得なければならないことをご存知ですか? A: ①内容を詳しく知っている ②ある程度内容を知っている ③聞いたことはあるが、内容は知らない ④全く知らない
質問4	SA	特車制度	Q: 質問3のとおり、特特殊車両を走行させるには道路管理者への申請が必要ですが、許可が下りるまでに一定の審査期間を要するため、すぐに走行させることができないことをご存知ですか? A: ①内容を詳しく知っている ②ある程度内容を知っている ③聞いたことはあるが、内容は知らない ④全く知らない
質問5	SA	最大積載量	Q: 最大積載量とは、車両に積むことのできる最大の重さで、車両ごとに決められています。これを超えた重さの荷物を積載して走行すると道路交通法の違反となることをご存知ですか? A: ①内容を詳しく知っている ②ある程度内容を知っている ③聞いたことはあるが、内容は知らない ④全く知らない
質問6	SA	特車制度	Q: 通行する経路に橋梁がある場合、「最大積載量」まで荷物を積み重ねないケースはあると思われますか? A: ①ある ②ない(経路に関わらず最大積載量まで積むことができる) ③わからない
質問7	SA	特車制度と保安基準	Q: 道路管理者から通行許可を得た車両の「許可重量」(申請経路を走行できる車両総重量)と、車検証による「車両総重量」(最大積載量まで積んだ場合の重さ)の違いをご存知ですか? A: ①許可重量の方が車両総重量より常に小さい ②車両総重量の方が許可重量より常に小さい ③許可重量と車両総重量は常に同じ ④許可重量が車両総重量より大きくなることはない
質問8	SA	荷主動告制度	Q: 平成26年度から荷主動告制度が強化され、運送事業者の違反に荷主の関与が判明した場合、 <b>〇〇票</b> の発出を経ずに荷主動告が発動されることになっています。下線部に当てはまる選択肢をお選びください。 A: ①措置命令書 ②監査報告書 ③協力要請書 ④是正勧告書
質問9	SA	是正指導(イエローカード)	Q: 重量オーバーを含む車両制限令違反を繰り返した場合、道路管理者が是正指導を行い、それにもかかわらず違反が確認された場合は、違反者の名称等が公表されることについて、ご存知ですか? A: ①内容を詳しく知っている ②ある程度内容を知っている ③聞いたことはあるが、内容は知らない ④全く知らない
質問10	SA	2倍レッドカード	Q: 悪質な違反者への対策強化として、基準の <b>〇倍</b> 以上の重量オーバーが確認された場合、即時刑事告発が実施されることになっています。下線部に当てはまる数字を選んでください。 A: ① 1.1倍以上 ② 1.5倍以上 ③ 2倍以上 ④ 2.5倍以上 ⑤ 3倍以上
質問11	SA	大口・多頻度割引	Q: 平成29年4月から高速道路における大口・多頻度割引について、停止措置の基準が見直され、違反点数の累積期間がこれまでの3ヶ月から2年間へ大幅に拡大されるなど、より厳しくなったことをご存知ですか? A: ①内容を詳しく知っている ②ある程度内容を知っている ③聞いたことはあるが、内容は知らない ④全く知らない
質問12	FA	課題	Q: 大型車両(特特殊車両)に関して、懸念に思われていることや課題等がございましたらご記入ください。 A: ( )
質問13	FA	自由意見	Q: 大型車両(特特殊車両)の走行に関して、国へのご意見、ご要望等がございましたらご記入ください。 A: ( )
質問14	MA	接触媒体	Q: 業務関連の情報収集において、日頃よく利用する手段(メディア等)は次のうち、どちらですか? (複数回答可) A: ①新聞 ②ラジオ ③インターネット ④機関誌 ⑤講習会(研修会) ⑥その他( )
質問15	FA	効果的な取組み	Q: どのような取組みが「大型車両の通行の適正化」の実現に繋がると思われますか? A: ( )

## 4. 今後の広報計画

今年度以降、順次①～⑤の取組みを実施し、各委員の保有するネットワークや枠組みの中で展開いただき、ターゲットに幅広く訴求しながら、連携した取組みとして対外的にPRしていく。

役 割	広報ツール・実施事項	平成29年度	平成30年度以降
◎事務局	①連絡協議会ホームページの開設	1月頃～	
委員等	⇒バナー、リンクの設置		
◎協議会	②チラシの作成	2月中旬頃～	
委員等	⇒配布、窓口等設置		6月頃～
◎事務局	③プレスリリース（協議会やイベント開催時等）	1月～随時	
委員等	⇒関係組織、団体へ周知・展開		
◎事務局・ 関係委員	④合同取締	平成30年度以降～	
◎委員等	⑤メールマガジン、広報誌掲載	平成30年度以降～	